

条件付き一般競争入札の公告

建設工事に係る条件付き一般競争入札（事前審査方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和2年10月26日

小矢部市長 桜井 森夫

工事番号	企政第14号
工種	電気通信
工事名	ケーブルテレビ光ファイバ整備工事
施工場所	小矢部市 市内一円 地内
工事完成期限	令和3年3月31日
工事概要	局舎整備 2基 伝送路整備 368km 送受信装置 一式 構内伝送路 一式
予定価格	672,406,294 円(消費税及び地方消費税相当額を除く)
低入札調査基準価格	設定有り 当該基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、入札参加者に結果を通知する。
入札参加資格	次の条件を全て満たすこと。 (1) 小矢部市条件付き一般競争入札実施要領第3条の入札参加資格を有すること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、小矢部市における建設工事入札参加資格の認定を再度受けている者）であること。 (3) 建設業法第3条に基づく電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。 (4) 平成31・令和2年度小矢部市建設工事入札参加資格者名簿の電気通信工事に登録されている者であること。 (5) 自治体又はCATV事業者発注のCATV設備工事（FTTH工事）の元請としての施工実績が富山県内若しくは石川県内にあること。 (6) 建設業法に定める電気通信工事業に係る監理技術者を専任で配置できること。 (7) 第1級CATV技術者若しくはCATV総合監理技術者資格を有すること。 (8) 電気通信工事業に係る監理技術者と入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加確認申請日前3ヶ月以上の雇用関係にあること。
入札参加手続等	入札に参加を希望する共同企業体は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査・確認を受けなければならない。 (1) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号） (2) 配置予定技術者（様式第2号） (3) 工事経歴書（様式第3号） (4) 経営規模等評価通知書・評価判定値通知書の写し (5) 配置予定技術者の記載内容に係る確認資料

入札参加手続等	提出期間	公告日から令和2年11月2日までとする。なお、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
	提出場所	小矢部市総務部財政課（電話0766-67-1760）
	提出方法	直接持参又は簡易書留郵便により提出すること。簡易書留郵便の場合は提出期限（令和2年11月2日午後5時15分）内に必着とする。
	資格審査結果	入札参加資格の有無の確認の結果は、令和2年11月6日までに通知する。
	その他	(1) 書類の作成に要した費用は、申請者の負担とする。 (2) 提出された書類は、入札参加資格の有無の確認以外には使用しない。 (3) 提出された書類は、返却しない。 (4) 提出された書類は、公表しない。
入札方法	期間入札	
入札書の提出方法	持参又は郵送	
入札書の提出期間	令和2年11月6日 から 令和2年11月13日 まで 持参の場合の受付時間は市役所開庁日の8時30分～17時15分 郵送の場合は、期日内に指定郵便局必着	
入札書の提出先	小矢部市総務部財政課	
開札日時	令和2年11月16日 午前9時30分	
開札場所	小矢部市役所 502会議室	
入札保証金	免除	
契約保証金	納付必要（請負代金額が500万円以上の場合）	
積算内訳書	要（入札時に、入札書と同封して提出）	
入札の無効	小矢部市期間入札実施要領第7条による	
設計図書の配布	小矢部市ホームページ「事業者向け」―「入札案内・資格申請」に掲載する設計図書を、ダウンロードにより取得する。	
設計図書に対する質問期間	令和2年11月2日から令和2年11月9日まで	
質問に対する回答期限	令和2年11月11日まで	
仮契約	この工事の契約締結については、小矢部市議会の議決を要するため、落札者決定後、仮契約を締結する。仮契約締結後、小矢部市議会にて工事請負契約締結に係る議案が議決された場合、直ちに本契約を行う。ただし、市は、当該議案が小矢部市議会で議決されなかった場合においても、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。 この工事の請負契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が条件付き一般競争入札において共通して必要となる事項及びこの入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないこと又は仮契約を解除することがある。	
前払金	小矢部市請負契約に関する要綱第4条第5項に基づき、請負代金額の10分の4以内で、上限額を2億円とする前払金を請求することができる。	